

# 厚沢部町義務教育学校設置に関する基本方針

令和 7 年 1 月

厚沢部町教育委員会

## 目 次

1.はじめに.....	2
2.厚沢部町内児童生徒数の現状と今後の見込み.....	3
3.義務教育学校とは.....	5
4.義務教育学校設置に向けた協議の経過.....	8
5.厚沢部町が目指す義務教育学校.....	10
6.建設候補地検討方針.....	14

## 1.はじめに

厚沢部町では、地域の未来を見据え、子どもたち一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮できる新しい教育環境の創造に取り組んでいます。少子化や人口減少といった社会的課題をチャンスと捉え、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を進めています。

豊かな自然環境や伝統文化、地域住民の温かい絆といった厚沢部町ならではの特長を活かし、未来を担う子どもたちに希望をもたらす教育を目指しています。これまでも地域資源<sup>1</sup>を活用した学びを通じて、子どもたちの地域愛や主体性を育んできました。これからは、これらの強みをさらに発展させ、ICT<sup>2</sup>やグローバルな学びを取り入れ、子どもたちが幅広い視野と多様な価値観を持って成長できる環境を提供します。

義務教育学校<sup>3</sup>の設立は、この取組を大きく前進させる一歩です。9年間の一貫教育を通じて、学びの連続性<sup>4</sup>を確保し、子どもたちが安定した教育環境でのびのびと成長できる仕組みを実現します。この新しい学校は、「中1ギャップ<sup>5</sup>」の解消だけでなく、地域社会と連携しながら、子どもたちが地域課題に主体的に取り組む力を育む場ともなります。

さらに、学校は地域住民との交流や協働の拠点となり、防災拠点や地域活動の中心としても役割を果たします。地域の未来を担う人材を育成し、厚沢部町がより活力に満ちた町へと発展することを目指します。

本基本方針は、子どもたちの無限の可能性を信じ、地域の未来に明るい光をともす教育モデルを示します。地域住民、保護者、教育関係者の皆さまと共に、希望に満ちた新しい教育環境の実現に向けて歩んでいきたいと考えています。

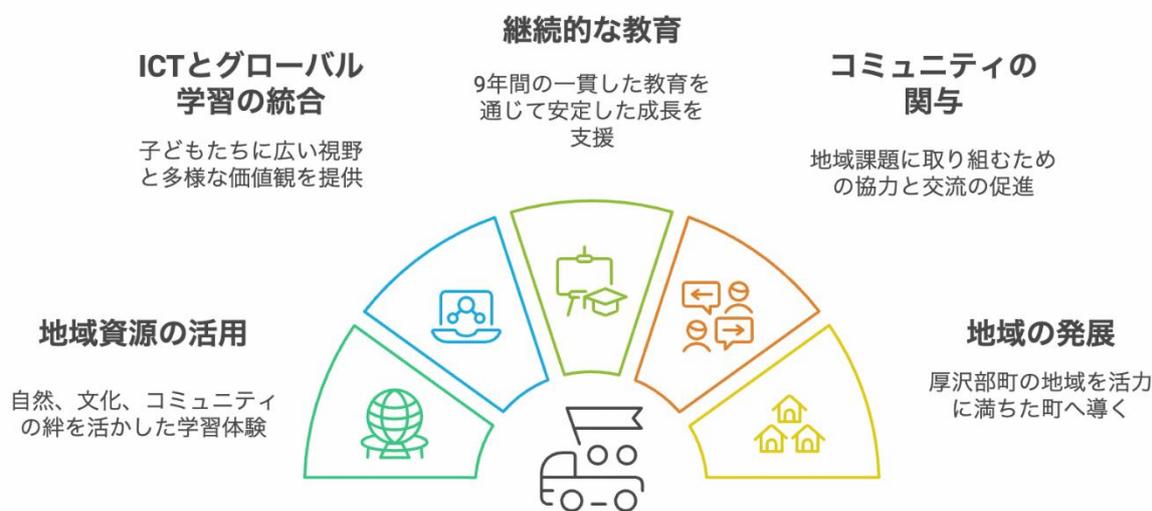


図1 厚沢部町の教育ビジョン

<sup>1</sup> 「地域資源」…地域に特有の自然、文化、産業など、教育や社会活動に活用できる資源のこと。

<sup>2</sup> 「ICT」…情報通信技術 (Information and Communication Technology)。文部科学省では、ICTはこれからの学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものとしている。

<sup>3</sup> 「義務教育学校」…2016年に制度化された、小学校と中学校の教育を一貫して9年間提供する新しい教育制度。

<sup>4</sup> 「学びの連続性」…教育課程が途切れることなく、次の学年や学校に進んでも学習内容がスムーズにつながることを。

<sup>5</sup> 「中1ギャップ」…小学校から中学校への進学時に生じる学習環境や人間関係の変化による戸惑いや学力低下のこと。

## 2. 厚沢部町内児童生徒数の現状と今後の見込み

厚沢部町では、これまでの人口減少の影響を受け、児童生徒数が減少傾向にあります。かつては10校以上の小・中学校があり、多くの児童生徒が学んでいました。しかし、現在では小学校が3校、中学校は1校に統合され、児童生徒数が少ない中でも小規模校ならではのきめ細やかな指導が行われています。

令和6年現在、町内の小学校に在籍する児童は約130名、中学校には約90名が在籍しています。この小規模な教育環境を活かし、教職員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保し、個性を伸ばす教育が実現されています。また、令和7年度には鶉小学校と厚沢部小学校が統合される予定であり、これによりさらなる教育環境の向上が期待されています。

今後、少子化の進行により新小学1年生の入学者数は減少が見込まれます。令和10年度以降には現在の児童生徒数を維持することが難しくなる可能性があります。しかし、この状況を逆手に取り、より質の高い教育を提供するための新たな仕組みづくりが求められています。

町では学校施設の設計を柔軟に見直し、多目的スペースの整備を進めています。また、学校を地域コミュニティの中心とする取組も検討されています。このような方針により、学校は単なる学びの場にとどまらず、地域全体で子どもたちを支える拠点としての役割を果たすことが期待されています。

厚沢部町は、義務教育学校の設立を通じて、児童生徒が安心して成長できる教育環境を構築し、地域との連携を深めることを目指しています。町民の皆さんと協力しながら、子どもたちが夢や希望を持てる未来を共に築いていきます。

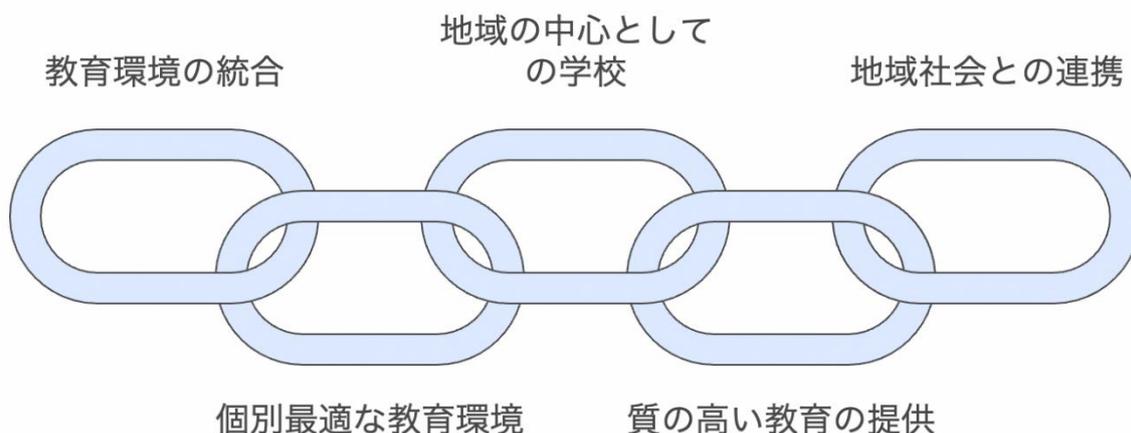


図2 厚沢部町の教育戦略

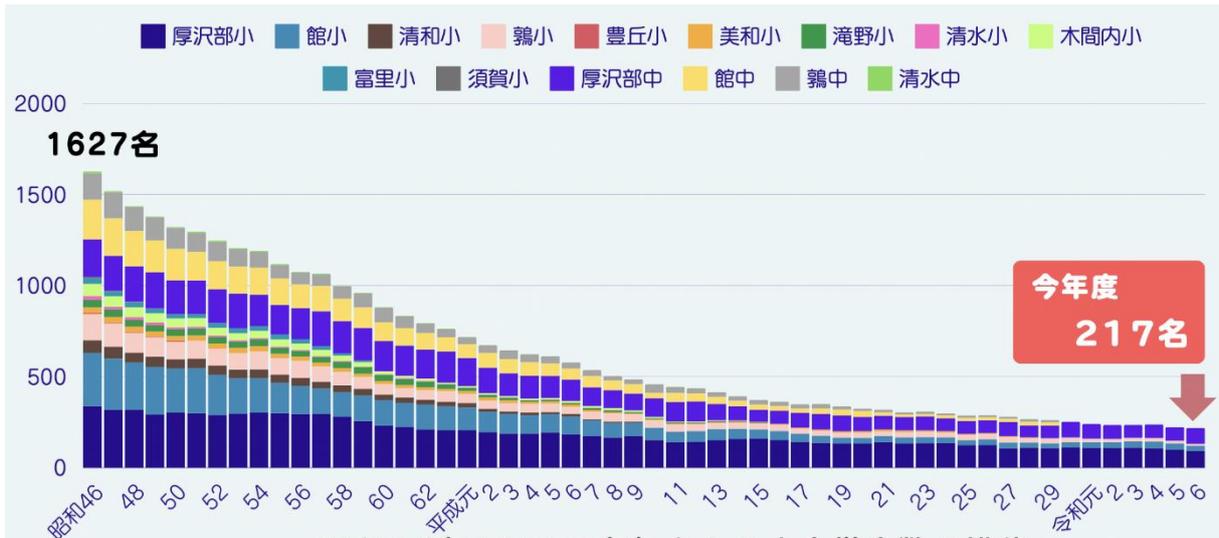


図3 昭和46年から児童生徒数の変遷

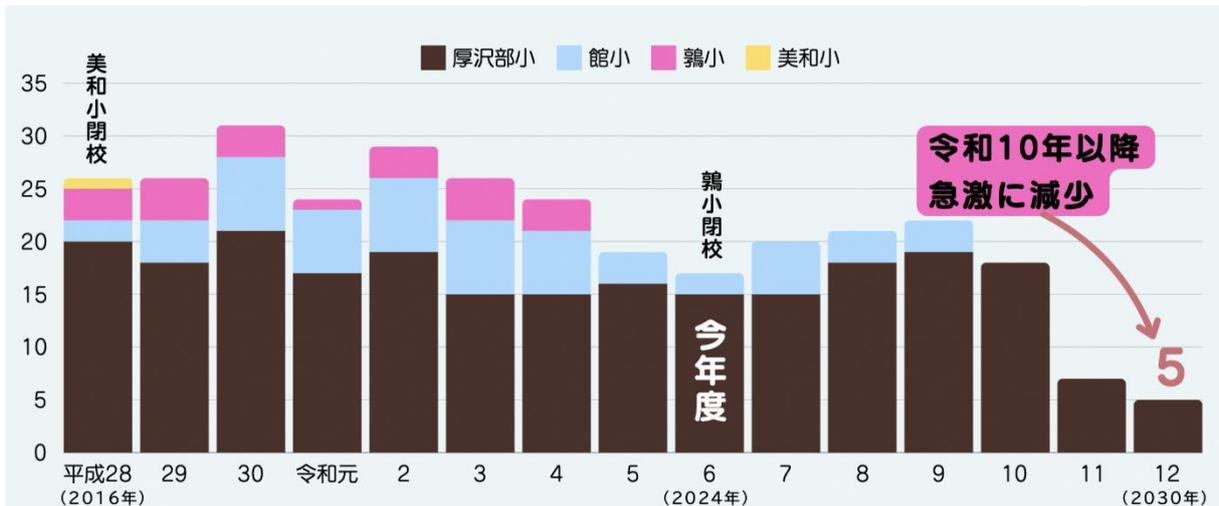


図4 平成28年以降の小学1年生児童数の変遷と今後の見込み

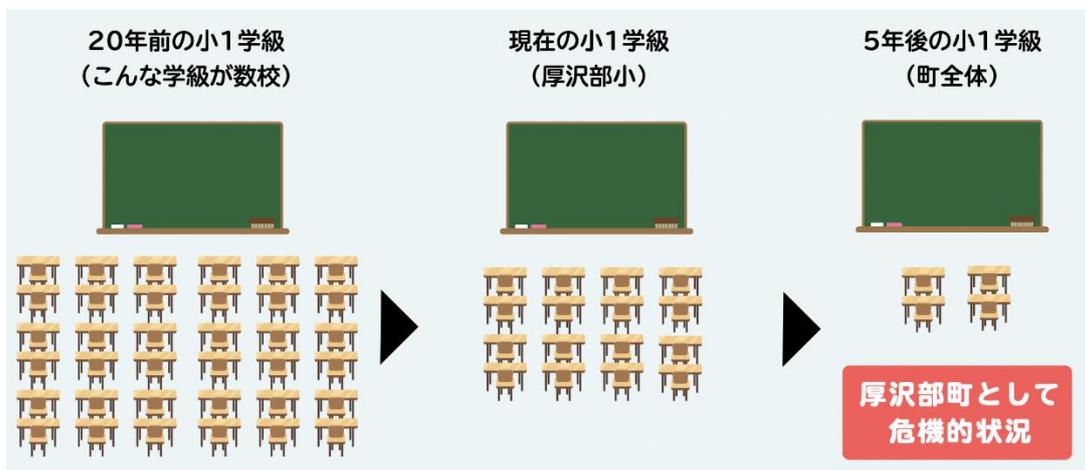


図5 小学校1年生教室のイメージ図

### 3. 義務教育学校とは

---

義務教育学校は、日本における新しい学校制度であり、2016年に制度化されました。この制度は、小学校と中学校の教育課程を一貫して9年間にわたって提供することを目的としています。義務教育学校は、従来の小学校6年間と中学校3年間の区切りをなくし、教育の連続性と系統性を重視した教育環境を提供します。

#### (1) 義務教育学校の特徴

義務教育学校は、以下のような特徴を持っています。

##### ア 一貫した教育課程

義務教育学校では、1年生から9年生までの教育課程が一貫して編成されており、教員は小学校と中学校の両方の免許を持つことが求められます。これにより、児童生徒は同じ教員から継続的に指導を受けることができ、学習の一貫性が確保されることにより教育の質が向上します。

##### イ 学年の呼称

義務教育学校では、中学1年生を「7年生」、中学3年生を「9年生」と呼ぶなど、従来の呼称とは異なる呼び方が用いられます。これにより、教育課程の一貫性が強調されます。

##### ウ 施設形態

義務教育学校は、施設一体型、施設隣接型、施設分離型の3つの形態で運営されることがあります。最も一般的なものは、同一の校舎内で小学校と中学校が一体的に運営される施設一体型です。

##### エ 制度化の背景

#### ① 中1ギャップの解消と学びの連続性

小学生から中学生への進学時に生じる「中1ギャップ」と呼ばれる心理的・学習的なギャップを解消するための手段としての義務教育学校が注目されています。学びがシームレスに移行することを目指しており、特に学びの連続性を重視しています。一方で、人間関係の変化や新しい環境への適応は成長の一環としての必要性もあることから、必ずしも人間関係を連続させることが目標ではありません。

さらに、高校1年生への進学時にも類似のギャップが生じることが指摘されています。この課題に対応するためには、中学から高校への学びの移行期をスムーズにする支援も重要です。義務教育学校やその先の教育課程において、子どもたちが異なる学習段階を無理なくつなげられる環境作りが求められています。

#### ② 教育の質の向上

教育基本法の改正に伴い、教育内容の量と質の充実が求められました。義務教育学校は、教員が協力し合い、9年間を通じた系統的な教育を実施することで、教育の質を向上させることを目指しています。

#### ③ 少子化への対応

日本の少子化が進行する中、学校の統廃合が各地で検討されています。その一環として、教育課程の柔軟な編成や「中1ギャップ」の緩和、異学年交流の促進など

のメリットが期待できる義務教育学校の設置が注目されています。ただし、具体的な統廃合の実施に際しては、地域住民や関係者との十分な話し合いと合意形成が不可欠です。

## (2) 義務教育学校の予想規模

児童生徒数の推移データをもとに、学校規模（将来的な児童生徒数）を見積ると下記のようになります。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合計
児童生徒	18	22	21	20	17	17	21	23	28	187
通常級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
特支級	4									4

表1 現在の児童生徒数を維持した場合の令和10年度の予想規模

	校長	副校長	教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	合計
教員数	1	1	1	1	30	2	1	2	39

表2 現在の児童生徒数を維持した場合の令和10年度の教員数予測  
(基準値 令和6年11月現在)

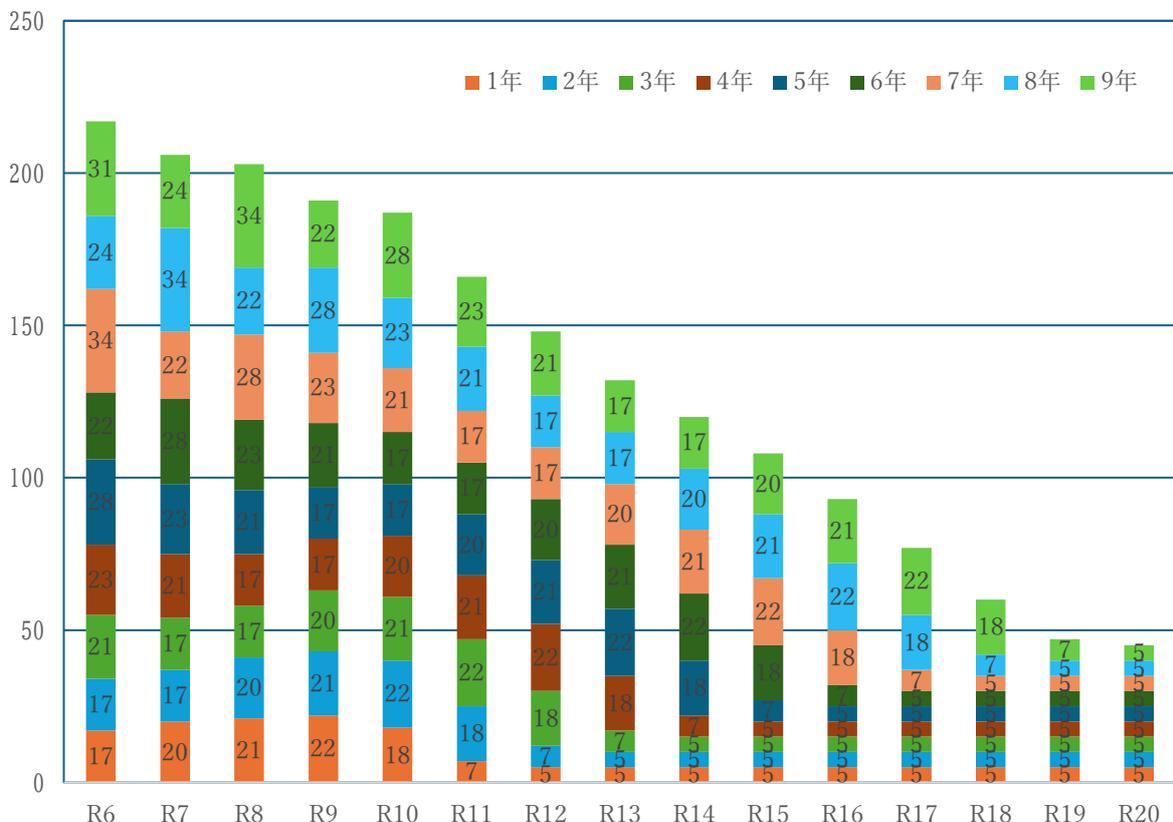


図6 児童生徒数の推移見込み

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合計
令和6年度	17	17	21	23	28	22	34	24	31	217
令和7年度	20	17	17	21	23	28	22	34	24	206
令和8年度	21	20	17	17	21	23	28	22	34	203
令和9年度	22	21	20	17	17	21	23	28	22	191
令和10年度	18	22	21	20	17	17	21	23	28	187
令和11年度	7	18	22	21	20	17	17	21	23	166
令和12年度	5	7	18	22	21	20	17	17	21	148
令和13年度	5	5	7	18	22	21	20	17	17	132
令和14年度	5	5	5	7	18	22	21	20	17	120
令和15年度	5	5	5	5	7	18	22	21	20	108
令和16年度	5	5	5	5	5	7	18	22	21	93
令和17年度	5	5	5	5	5	5	7	18	22	77
令和18年度	5	5	5	5	5	5	5	7	18	60
令和19年度	5	5	5	5	5	5	5	5	7	47
令和20年度	5	5	5	5	5	5	5	5	5	45

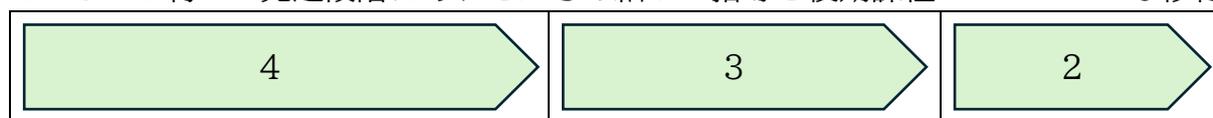
表3 児童生徒数の推移予測

(3) 義務教育学校学年段階の区切り例



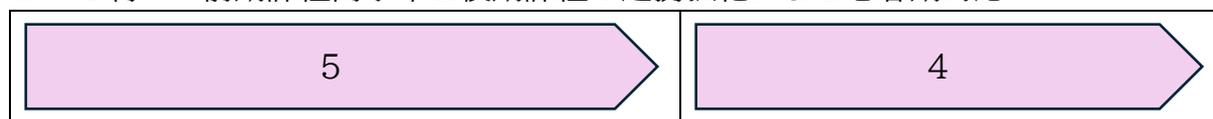
(例1)

4・3・2制 ～発達段階にあわせたきめ細かい指導と後期課程へのスムーズな移行



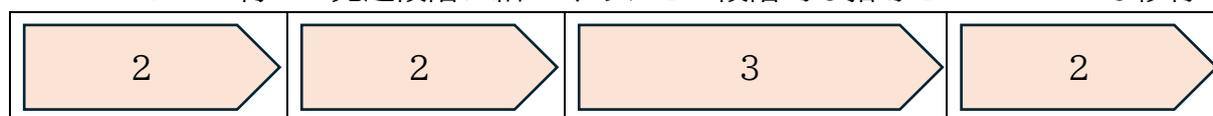
(例2)

5・4制 ～前期課程高学年と後期課程の連携強化による思春期対応



(例3)

2・2・3・2制 ～発達段階に細かくあわせた段階的な指導とシームレスな移行



## 4. 義務教育学校設置に向けた協議の経過

---

### (1) 背景調査・準備

- ・町内の少子化や児童生徒数の減少、学校施設の老朽化に関する状況把握。
- ・他自治体の義務教育学校設置事例の調査（例：安平町立早来学園など）。

### (2) 義務教育学校整備検討委員会の設立

- ・設立時期：令和6年7月29日（第1回会議）
- ・委員構成：社会教育委員、学校運営協議会委員、小中学校教職員、保護者代表、関係行政機関職員、支援業務委託先。

### (3) 第1回会議（令和6年7月29日）

- ・義務教育学校や小中一貫教育についての共通理解を共有。
- ・現在の教育課題や動向について学習。
- ・今後の会議の在り方についての確認。

### (4) 第2回会議（令和6年9月2日）

- ・第1回会議後アンケート結果共通理解
- ・小中一貫教育についての共通理解。
- ・義務教育学校についての共通理解。
- ・「子どもたちが楽しみ学べる学校」についてグループ協議。

### (5) 第3回会議（令和6年10月25日）

- ・第2回までの会議をうけての整備検討基本方針草案の意見交流。
- ・これから求められる教育についての共通理解。
- ・これからの教育に適合する学校教育施設の共通理解。
- ・ワールドカフェ方式によるこれから目指したい教育についての意見交流

### (6) 第4回会議（令和6年11月13日）

- ・義務教育学校整備に関する先進事例（帯広市立大空学園）についての説明。
- ・グループワーク形式で「教育目標」「教育内容」「施設方針」に関する協議。

### (7) 町づくり座談会の開催（令和6年11月25日～12月3日）

- ・教育委員会より町民に向けた意見交換の場を設置。
- ・学校設置の趣旨や必要性、期待される教育効果について説明。
- ・町民からの意見収集（課題や希望）を実施。

### (8) 基本方針の修正・確定に向けた作業

- ・義務教育学校整備検討委員会での意見を踏まえ、教育目標や施設計画を詳細化。

- ・先進事例となる他市町村の基本方針を参考に厚沢部町独自の特徴を反映。

(9) 議員全員協議会での報告（令和6年12月11日）

- ・教育委員会より、町議会議員に小中一貫教育に関する取り進めの状況について報告。

(10) 第5回会議（令和6年12月17日）

- ・基本方針案の提示と検討。
- ・候補地に関する議論。
- ・施設設備方針に関する議論。

(11) 第6回会議（令和7年1月17日）

- ・基本方針の検討。
- ・候補地に関する議論。
- ・施設設備方針に関する議論。

## 5. 厚沢部町が目指す義務教育学校

### (1) 基本理念

厚沢部町の義務教育学校は、5つの理念を基軸とします。

#### ア 学びの連続性の重視と個別最適化された教育

予測困難な社会の中で児童生徒一人ひとりの成長を支え、個別最適な教育と学びの連続性を両立します。さらに児童生徒が心身の健康を保ちつつ意欲的に学び続けられるよう日常的な運動や地域活動との連携を図り、健全な成長を促します。

#### イ 地域とともに歩む教育

地域の自然、文化、伝統を教育活動に取り入れ、児童生徒たちが地域社会への愛着と誇りを育む教育を推進します。地域住民や社会教育機関と連携して、運動や文化活動の機会を提供し、児童生徒が地域全体で育まれる環境を整えます。

#### ウ 未来志向とグローバル<sup>6</sup>な視点の融合

テクノロジーの進展とグローバル化に対応するため、児童生徒たちが ICT や英語教育を通じて国際的な視野を持つ人材として成長できる教育を提供します。母国語である日本語の力を基盤に、英語も抵抗なく使いこなす能力を養い、問題を多面的に捉える力を育成します。

#### エ 感じて、考える力を養う

多様な課題に対処するため、児童生徒の感性を尊重しながらも、論理的な思考や表現力に結びつける教育を実施します。読書や文化体験を通じて感性を磨くとともに、ICT を活用して創造的な表現の場を提供します。

#### オ 個性を活かす教育

児童生徒一人ひとりの個性を大切にし、その自由な発想と表現を認める教育を目指します。「探究の学習<sup>7</sup>」を重視し、児童生徒が異なるテーマに取り組み、それぞれの方法で追究・表現できるよう支援します。また、基礎・基本の知識を確実に身につけた上で、それを自由に活用できる力を育む教育を実践します。

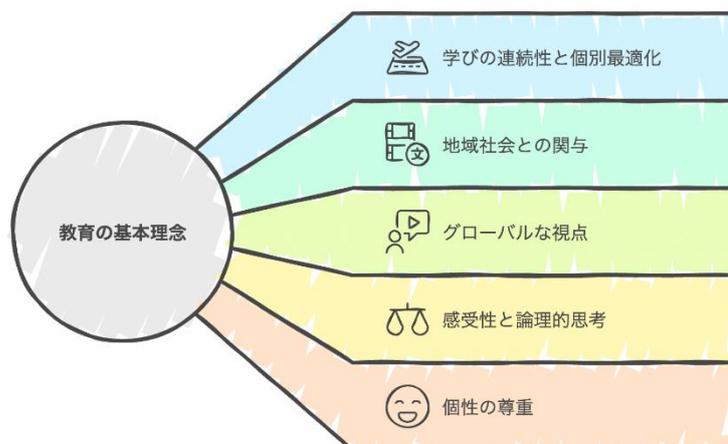


図7 教育の基本理念

<sup>6</sup> 「グローバル化」…国や地域を越えて、人や物、情報、文化などが相互に交流し、一体化していくこと。

<sup>7</sup> 「探究の学習」…生徒が自ら課題を見つけ、調査や実験を通じて答えを導き出す学習方法

## (2) 教育目標

厚沢部町の義務教育学校は、地域と世界に目を向けながら、児童生徒一人ひとりの可能性を引き出す教育を目指します。そのために4つの柱を教育目標として掲げます。

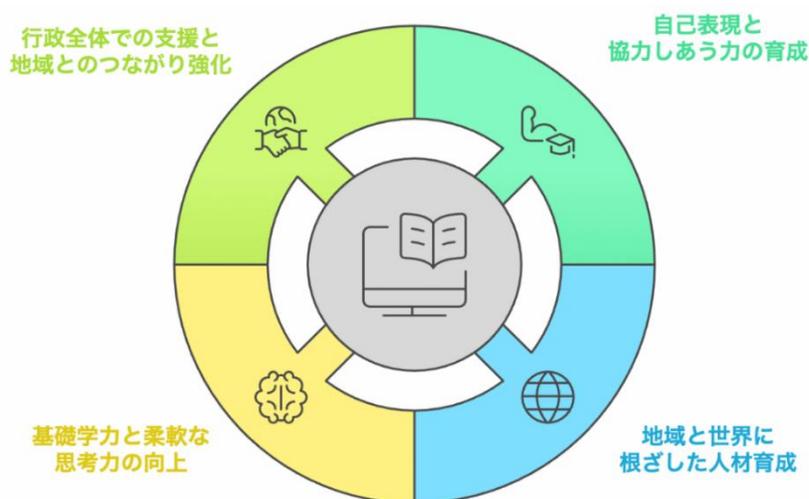


図8 教育目標4つの柱

### ア 自分の考えや気持ちを伝え、協力し合う力の育成

児童生徒一人ひとりが自分の考えや気持ちを適切に伝えられる力、そして他者と協力して課題を解決する力を育むことが重要です。異学年交流や縦割り活動を通じて、リーダーシップとフォロワーシップの両方を学び、共に学び合う姿勢を伸ばします。また、多様な活動を通じて自分を表現する機会を提供し、「相手に伝える力」と「相手の話を聞く力」の両方をバランスよく身に付けることを目指します。たとえば、話し合いや共同作業の場を設けることで、自然に自己表現や協働の力を育む環境を整えます。

このように、言葉や行動を通して自分の想いを共有し、他者とともに課題解決に向かう力を実践的に育成します。

### イ 地域と世界に根ざした人材育成

児童生徒たちが地域社会の一員としての役割を理解し、将来的に「厚沢部町に貢献したい」と思えるような教育を行います。ただ「グローバル化」を掲げるだけでなく、段階的な視点の広がりを重視します。まずは地域学習を通じて厚沢部町の魅力を再発見し、その後、北海道全体、日本国内へと視野を広げる学びを進めます。さらに、国際交流や英語教育を通じて、世界と対話する力を育てていきます。このように地域から世界へと段階的に視点を広げるアプローチで、児童生徒たちが多面的な理解を深められる教育を目指します。

### ウ 基礎学力と柔軟な思考力の向上

基礎的な学力の定着は、すべての教育の土台です。同時に、進学や就職、日常生活など、さまざまな場面で求められる「柔軟な思考力」や「応用力」への対応も重要です。授業では暗記型の学びに偏らず、探究型・問題解決型の学びを導入し、実際の生活や地域課題を通じて考える力を育てます。これにより、子どもた

ちが自己効力感を感じながら成長できる環境を整備します。

#### エ 行政全体での支援と地域とのつながりの強化

学校教育だけで子どもたちの成長を支えるのではなく、行政や地域全体で子どもたちを育む仕組みを構築します。卒業後も地域とつながりを持ち続けられる支援体制を整え、厚沢部町全体で教育を支える意識を高めます。

### (3) 教育内容

義務教育学校の教育内容は、児童生徒の発達段階や地域の特性を踏まえ、次の重点分野を中心に計画します。

#### ア 基礎学力強化と発達段階に応じた指導

基礎的な学力の定着は、すべての教育の土台です。同時に、進学や就職、日常生活など、様々な場面で求められる「柔軟な思考力」や「応用力」への対応も重要です。授業では暗記型の学びに偏らず、調査活動や課題解決を重視した探究型・問題解決型の学びを導入し、実際の生活や地域課題を通じて考える力を育てます。これにより、子どもたちが自己効力感を感じながら成長できる環境を整備します。

#### イ ICT教育とデジタルリテラシー<sup>8</sup>の活用

ICTは単なる技術教育ではなく、学びの補助ツールとして位置づけます。低学年ではタブレットを活用した基礎学習を、上級生ではプログラミングやデータ活用を通じた実践的なICTリテラシーを教えます。また、ICTを活用して地域内外の人々と交流し、学びを広げます。

#### ウ 地域学習とキャリア教育の融合

地域の文化や産業を学ぶ「地域学習」をカリキュラムに組み込み、地元企業や行政と連携して実践的な学びを提供します。小学校低学年から地域に触れる体験を系統的に取り入れ、9年間を見通して計画的に職場体験や地域活動を実施します。これにより、児童生徒が地域社会での役割を段階的に理解し、地域愛を育てると同時に、将来の職業選択の幅を広げます。

さらに、地域内外との協働を強化し、外部から人を呼び込む取組や世界とのつながりを意識した学びを進めます。特に、北海道外や国外との連携を強化し、子どもの数を維持するための基盤を作ります。例えば、こども園で実施されている保育園留学のように、日本国外の子どもとふれ合い海外を感じられる機会を、義務教育学校でも提供します。こうした取組を通じて、地域の魅力を内外に発信しながら、グローバルな視点を持った人材を育成します。

#### エ 柔軟なカリキュラムと総合的な学習<sup>9</sup>の時間

すべての児童生徒が興味を持ち、主体的に学習に取り組める環境を整えるため、

<sup>8</sup> 「デジタルリテラシー」…コンピュータやインターネットを活用して情報を収集、理解、活用する能力。

<sup>9</sup> 「総合的な学習の時間」…学校の授業の中で教科を横断して地域の課題や将来の生き方を考える学習活動を行う時間。

選択活動や課題解決型学習を充実させます。「総合的な学習の時間」では、地域の課題をテーマにしたプロジェクト学習や、自然環境を活用した体験的な学習活動を実施します。

#### オ 道徳教育と価値観の多様性の尊重

地域の伝統的な価値観を基盤としながら、多様な価値観を尊重する教育を推進します。他者を思いやる心や倫理観を育むための道徳教育を充実させます。

### (4) 施設方針

義務教育学校の施設は、教育機能だけでなく地域コミュニティの中核を担う場所とすることを目指します。

#### ア 安全性と防災機能の充実

- ① 地震や災害に強い校舎設計を検討し、地域住民の避難場所としても活用できるよう準備を進めます。
- ② 防災設備の導入を検討し、児童生徒が安全に過ごせる環境を確保する方策を模索します。

#### イ 共有スペースの活用と地域連携の強化

- ① 学校内に地域住民が利用可能な多目的スペースの設置を検討します。
- ② 学校図書館や体育館を地域行事にも活用できるような設計について検討を行い、地域との交流を深める可能性を探ります。

#### ウ 環境に配慮した設計

- ① 再生可能エネルギーやエネルギー効率化技術の活用を検討し、環境負荷の軽減に取り組む方法を模索します。
- ② 資源の有効利用や環境教育の推進を検討し、持続可能な学習環境の実現を目指します。

### (5) 地域との協働

学校だけでなく地域全体が子どもたちの成長を支える仕組みを目指します。

#### ア 地域資源の活用

地元の文化や産業に触れる学びを基盤に、厚沢部町内、北海道内、日本国内、さらには日本国外へとつながる視野を広げ、子どもたちが地域や世界との関わりを実感できる環境を整備します。

#### イ 町民の参加

保護者や地域住民が教育活動に積極的に参加できる仕組みを整えます。例として、地域住民がゲスト講師として授業をサポートする活動を推進します。

#### ウ 卒業後のつながり

卒業後も町とつながりを持ち続けられるよう、進路指導や地域支援を充実させます。

## 6. 建設候補地検討方針

義務教育学校の建設候補地については、町の現状や将来の需要を見据え、地域の教育環境の改善と効率性を重視しながら検討します。以下に建設候補地に関する具体的な方針を示します。

### (1) 候補地の選定基準

建設地を選定するにあたり、次の基準を重視します。

- ア 利便性 町内全域からのアクセスの良さ（スクールバス運行や徒歩通学のしやすさを考慮する）。
- イ 安全性 地震や洪水などの災害リスクが低い場所を優先する。
- ウ 土地の所有状況 町有地であることを原則とし、用地取得にかかるコストや時間を削減する。
- エ 地域との近接性 地域住民が利用しやすく、町のコミュニティ活動に貢献できる場所とする。
- オ 拡張性と将来性 将来的な児童生徒数の増減に柔軟に対応可能な土地の広さを確保する。

### (2) 現在の候補地案

本検討委員会では以下の3カ所を建設候補地として考えます。



イ 厚沢部中学校現敷地



ウ 赤沼地区



(3) 候補地の評価項目

候補地を公平に評価するため、以下の観点から総合的に判断します。

ア 通学環境の適正性

徒歩やスクールバスを利用する児童生徒の安全性や利便性を評価する。

イ 建設・運営コスト

初期建設費用だけでなく、維持管理費用も含めた長期的な視点で評価する。

ウ 地域住民の意見

住民や保護者から意見収集（ヒアリング）し、コミュニティ全体の合意を形成する。

エ 防災機能の確保

災害時の避難所としての機能を担える土地であることを確認する。

オ 交通アクセスとインフラ

既存の道路や公共インフラ（ICT 環境も含める）が適切に整備されているかを確認する。

（４）今後の検討プロセス

ア 専門家による現地調査

候補地の地質調査や災害リスク評価を実施。

イ 視察・意見交換会

検討委員や町民が候補地を実際に視察し、意見を共有する。

ウ 町民説明会の開催

候補地に関する詳細な計画を住民に説明し、意見を反映する。

（５）長期的な視野を持った選定

建設候補地の選定にあたっては、現在のニーズだけでなく、将来の児童生徒数の減少や地域の発展計画も考慮します。また、土地の拡張性や、学校施設が地域全体で活用できる多機能型施設となるよう配慮します。